

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について

■ 制度の概要

【対象者】

狛江市国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない者（給与等の支払いを受けている者に限る）

【支給期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数
（給与等の全部又は一部を受けることができる場合には傷病手当金を支給しない、又は差額を支給する）

【適用期間】

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間
（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

■ 周知方法

広報こまえ7月1日号、市ホームページ

■ 申請者数

令和2年8月14日現在申請者数 0人